

**武蔵野市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画 答申案
中間のまとめ以降の主な修正箇所（新旧対照表）**

※内容に影響を及ぼさない文言整理や数値の修正は掲載していません。

答申案の 頁	中間のまとめ【修正前】	答申案【修正後】
26	<p>＜病院機能の維持・病床の確保＞ 吉祥寺地区の森本病院は、令和 3（2021）年 6 月末に入院診療・救急医療について一時的に休止しましたが、診療時間を拡大しました。吉祥寺南病院との新病院建設を計画しており、庁内関係部署及び関係機関と協議を進めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響や建築費用の高騰等により当初予定どおりには進んでいません。なお、医療法人啓仁会（吉祥寺南病院）と医療法人社団大隅会（森本病院）は、医療法人啓仁会を存続医療法人として合併しました。</p>	<p>＜病院機能の維持・病床の確保＞ <u>吉祥寺南病院と森本病院は新病院の建設を検討していましたが、昨今の急激な物価高騰に伴う建設費用の値上がり等により、現在、新病院計画は中断しています。また、森本病院については、令和 6 年 3 月 31 日をもって、廃止されることとなりました。</u></p>
26,51, 74,75	「認知症の方」「認知症のある方」	「 <u>認知症のある人</u> 」
32	■回収状況 ④未回答者調査（訪問調査） ※調査中	■回収状況 ④未回答者調査（訪問調査） <u>調査票回収数550人（回収率61.9%）</u>
50	視点 6：認知症施策の拡充 記載なし	<p>視点 6：認知症施策の拡充 下記内容追加 <u>■認知症施策推進大綱及び認知症基本法の成立等を踏まえ、本市の認知症施策体系図を見直しました。認知症がある人もそうでない人も住み慣れた地域で安心して暮らしつつづけられるよう、認知症のある人や家族等の意見を聞きながら、認知症施策を推進する必要があります。</u></p>
51	認知症施策体系図 記載なし	認知症施策体系図 <u>図表53追加</u>
68,69	図表 71 武蔵野市の高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画における施策体系	図表 71 武蔵野市の高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画における施策体系 <u>図表の差替え、目次・個別施策の順番入替え、個別施策の付番</u>

答申案の頁	中間のまとめ【修正前】	答申案【修正後】
72	個別施策「生活支援コーディネーターを中心とした地域の自主的な取り組みの支援」	<p>個別施策「地域の自主的な取り組みの支援」 施策名変更、下記内容追加</p> <p><u>・桜堤地区をはじめとして分野を越えた事業所間や団体間の交流が広がりつつあります。また、世代間交流ができるテンミリオンハウスや、多世代・共生社会推進プログラムに取り組むいきいきサロン、都内初の地域共生型サービスの指定を受けた地域密着型通所介護事業者など、本市ならではの社会資源が地域にはあります。地域共生社会の理念を共有し、地域の特性や社会資源をベースとした取組につながるよう、必要な支援を行います。</u></p>
73	なし	<p><u>コラム追加 ウェルフェアフェスティバルin桜堤、ラジオ体操、とらいふあーむ</u></p>
74	個別施策「基幹型地域包括支援センターの相談支援の強化」 記載なし	<p>個別施策「基幹型地域包括支援センターの相談支援の強化」 下記内容追加</p> <p><u>・市民の福祉ニーズが多様化・複雑化し、市職員にも高度な個別援助技術力や地域の相談支援機関をバックアップする能力の強化が求められており、市直営の基幹型地域包括支援センターとして、社会福祉士等の資格保有を要件とする福祉専門職の確保について検討していきます。</u></p>
82	個別施策「災害や感染症への対応」 記載なし	<p>個別施策「災害や感染症への対応」 下記内容追加</p> <p><u>・家具転倒防止金具等の取り付けについて、災害に備え、より利用しやすいように利用条件の見直しを検討します。</u></p>
84	<p>個別施策「暮らしの場における看取りの支援」</p> <p>・人生の最期の過ごし方についての希望は様々ですが、自分や家族の老後や介護について、考えておくことは重要です。看取りも含めた医療や介護についての情報提供や普及啓発を行います。</p>	<p>個別施策「暮らしの場における看取りの支援」</p> <p><u>・終末期のケアや医療に関する研修を行い、看取りへの理解と対応力の向上につなげます。</u></p> <p><u>・本人や家族が「人生の最終段階も含め、自分がどのように生活をしていきたいか」がイメージできるよう、ACP（人生会議）やエンディング支援事業について、市民への普及・啓発を進めます。</u></p>

答申案の 頁	中間のまとめ【修正前】	答申案【修正後】
89	しかしながら一部の議論については、次期計画に向けて結論を得ることが適当とされ、その後令和5（2023）年末までに結論を得ることとして先延ばしされたものがあるため、今後もその動向を注視する必要があります。	削除
101	令和4（2022）年度以降は利用者が徐々に戻りつつあり、5類に移行した令和5（2023）年度以降は更に利用が戻ると考えられます。	令和4（2022）年度以降は利用者が徐々に戻り、令和5（2023）年度は対前年比1.2倍程度の実績となる見込みとなっています。
123	図表104 サービス基盤整備及び利用者数の見込み	新規追加
126	第9期における具体的な段階数～12月末頃に示される予定です。	第9期における段階数、乗率、低所得者の負担軽減については、国から1号被保険者間での所得再分配機能を強化した、標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げが示されました。本市では、既に20段階の設定とされていることから、段階数は変えず、高所得の方の乗率は一層累進性を高め、所得の低い方の負担への配慮として、第1段階から第7段階までの方の保険料を第8期と同額に据え置きました。 （この文章の追加で、前段の「一層」、「第9期についても～保険料設定とする必要があります。」を削除
129	図表110 第1号被保険者保険料基準額の算出	図表差し替え ※図：アルファベットありに変更。表部分追加。
134	この方向性を踏まえ国では今後～示される見込みです。	この方向性踏まえ、国から標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げが示されました。 本市では、第1段階から第4段階までの方の保険料について、国の示す標準乗率からの公費軽減割合以上の乗率の引き下げを行い、第5段階から第7段階までの課税層の一部の方についても乗率を引き下げることにより、第1段階から第7段階までの保険料を第8期と同額に据え置きました。 各所得段階を区分する合計所得金額については、第9段階までは変更せず、第10段階以降について、国の定める所得段階の多段階化と各段階の基準所得金額に合わせ変更し、第15段階以降はだい第8期の合計所得金額の区分を基に、累進性を高めた設定としました。

答申案の 頁	中間のまとめ【修正前】	答申案【修正後】
135	図表114 (参考) 第1号保険料負担について	図表差替えと表2つに変更
136	図表115 第9期介護保険料所得段階	図表差替え
137	これらのことから、武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画専門部会での議論も踏まえ、第9期介護保険事業計画期間においても継続する見込みです。	これらのことから、武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画専門部会での議論も踏まえ、第9期介護保険事業計画期間においても継続することとします。今後の事業の在り方については、第10期介護保険事業計画策定時において再検討します。